

令和7年2月4日  
学 務 課

議会の委任による専決処分の報告  
(洗濯機ホースの修繕代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和6年12月18日開催の文教常任委員会において、区立学校における会計事故の発生についてとして報告した事案について、相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相手方 東京都世田谷区下馬五丁目21番14号  
今井工業株式会社

(2) 事故内容

区立学校において、洗濯機ホース修繕代金10,340円について、令和6年1月25日に作業完了し、検査に合格したが、同学校にて事務職員が支払いを怠り、未払い状態が続いていた。その後、支出処理を行って、相手方への支払い完了が令和6年12月3日となった。

3 相手方への損害賠償額 200円

4 専決処分日 令和7年1月17日